

ほどよく絶妙とりでファンクラブ会則

(名称)

第1条 本団体は、ほどよく絶妙とりでファンクラブ(以下「ファンクラブ」という。)と称する。

(目的)

第2条 ファンクラブは、取手市のブランドメッセージである「ほどよく絶妙とりで」のもと、取手の魅力ある地域資源を広く発信し、まちの認知度の向上と郷土愛の醸成、会員間の交流を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 ファンクラブの運営及び事務を処理するため、取手市政策推進部魅力とりで発信課内に事務局を置く。

(会員)

第4条 この会則において、ファンクラブの会員(以下「会員」という。)とは、ファンクラブの会則を承諾し、次の各号のいずれかに該当し、入会手続きを完了した者をいう。

(1)取手市に愛着を持ち、地域振興又は観光振興に積極的である市民、市内在勤・在学者又は市の出身者

(2)その他市長が認める者

(特別会員)

第5条 前条の会員のほかに、次の各号のいずれかに該当する者は、特別会員になることができる。

(1)取手市PR大使

(2)その他市長が認める者

(入会手続き)

第6条 会員となることを希望する者は、別に定める入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 提出された入会申込書の審査及び会員の入会完了手続きは、事務局で行う。

(会員の期間)

第7条 会員の期間は、前条第2項の手続きが完了した日から次に掲げる日のいずれか早い日までとする。

(1)第14条第1項の規定により会員資格を喪失した日

(2)第14条第2項又は第3項の規定により会員資格を取り消された日

(3)ファンクラブを解散した日

(入会金及び年会費等)

第8条 ファンクラブに入会するための入会金及び年会費は、無料とする。

2 事務局は、ファンクラブが実施する事業(以下「ファンクラブ事業」という。)の実施に当たり、必要と認めるときは、当該ファンクラブ事業に参加する会員に実費相当の負担を求めることができる。

(活動内容)

第9条 会員は、第2条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)第12条ファンクラブミーティング及びファンクラブ事業への参加

(2)取手市の魅力、地域資源等に係る自発的な情報発信・PR活動

(3)取手市のイメージ、認知度等を向上するための事業やイベントへの参加又は協力

(4)取手市が開催するシティプロモーション推進事業等への参加又は協力

(会員特典)

第10条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1)入会記念品
- (2)取手市が作成する観光情報誌、パンフレット、各種刊行物等
- (3)取手市が開催する各種イベント情報等の定期配信

(役員)

第11条 ファンクラブには、次の役員を置く。

- (1)リーダー 1名
 - (2)サブリーダー 2名
- 2 役員は、会員の互選とする。
- 3 リーダーは、ファンクラブの活動を統括する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

(ファンクラブミーティング)

第12条 ファンクラブは、会員の全体会議ファンクラブミーティングを開催するものとする。

- 2 ファンクラブミーティングは、リーダーが招集し、リーダーが進行役となる。
- 3 ファンクラブミーティングは、次の事項をリーダーが会員に諮り決定する。
 - (1)ファンクラブの活動方針に関すること。
 - (2)ファンクラブの運営に関すること。
 - (3)その他特に必要と認めること。

(退会手続き)

第13条 ファンクラブの退会は、会員から事務局への届出によるものとする。ただし、次条第2項又は第3項の規定により事務局が会員資格を取り消した場合にあっては、この限りでない。

(会員資格の喪失・取り消し)

第14条 前条の規定により、会員が退会の届出をしたときは、当該会員は会員資格を喪失する。

- 2 事務局は、会員との連絡が不通となったときは、当該会員の会員資格を取り消すことができる。
- 3 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができる。
 - (1)公序良俗に反する行為
 - (2)他の会員、第三者若しくはファンクラブを誹謗中傷する行為又はファンクラブの運営を妨げる行為
 - (3)事務局の承諾なくファンクラブの情報若しくはファンクラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
 - (4)法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - (5)前各号に定めるもののほか、事務局が会員として不相当と認める行為

(損害賠償)

第15条 会員が第9条に規定する活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害等を与えたときは、当該会員が全ての責任を負うこととし、取手市及び事務局は一切の責任を負わないものとする。

(会員の個人情報)

第16条 事務局は、会員の個人情報をファンクラブの管理、運営のために必要な範囲に限り収集又は利用するものとする。

2 事務局は、会員から会員本人の個人情報の開示、訂正又は削除の請求があった場合は、本人確認の上、遅滞なくこれに応じることとする。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年7月13日から施行する。

2 この会則の施行の際現に取手市 PR 活動市民団体「ほどよく絶妙とりで会議」構成員又は取手市 PR サポーター登録者である者は、第6条の入会手続きを省略することができる。この場合において、当該者の第7条に定める会員の期間は、同条中「前条第2項の手続きが完了した日」とあるのは「この会則の施行の日」とする。

(取手市PR活動市民団体「ほどよく絶妙とりで会議」及び取手市PRサポーターの廃止)

3 取手市PR活動市民団体「ほどよく絶妙とりで会議」及び取手市PRサポーターは、廃止する。